

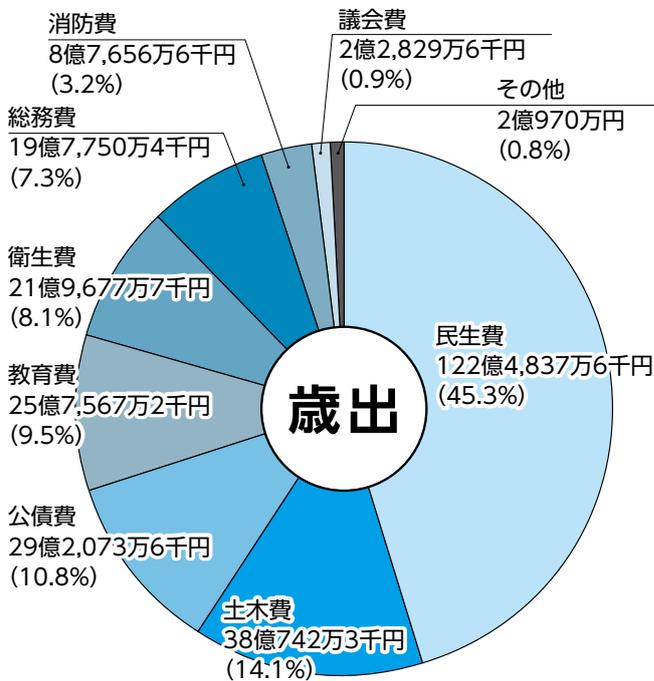
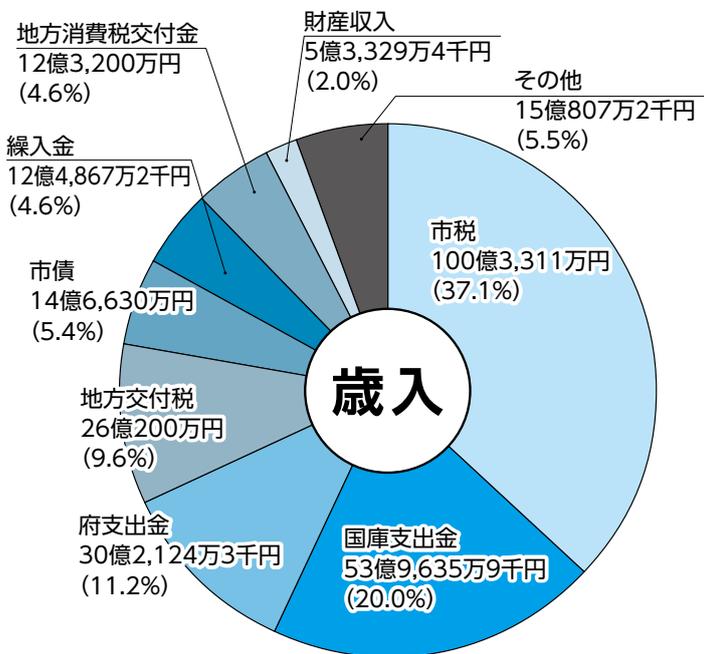
令和6年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を合わせた当初予算総額は466億7,656万6千円で、対前年度比5.5%の増加となっています。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられた後も、急速に進んだ円安等による物価の上昇、少子高齢化による扶助費の増加等が続いているため、引き続き厳しい財政状況になると見込まれます。

このような状況下においても、施設の老朽化対策や安全安心なまちづくりの推進、地域の活性化、人口減少問題への歯止めとしての子育て支援策等様々な行政課題にも取り組み、持続可能な財政運営を行ってまいります。

問合せ先 財政課 ☎ (275) 6084

一般会計 270億4,105万円 前年度比 (+5.8%)



特別会計 130億3,692万2千円 前年度比 (△0.4%)

特別会計内訳
 国民健康保険……65億4,341万7千円 介護保険……53億9,849万5千円
 墓地事業……741万8千円 後期高齢者医療保険……10億8,759万2千円

水道事業会計 21億7,049万7千円 前年度比 (+51.8%)

下水道事業会計 44億2,809万7千円 前年度比 (+6.3%)

主な事業の予算額

総務費	庁舎管理	2億2,218万円	衛生費	ごみ・し尿処理、資源化促進等	7億3,938万7千円
	情報化の推進	1億5,649万1千円		保健事業	3億6,372万6千円
	地域振興	4,011万1千円		各種予防接種	2億6,274万2千円
民生費	保育所	25億8,200万8千円	ふれあい健康増進センター	1億8,300万円	
	障害者福祉	22億9,735万3千円	下水道	8億9,500万円	
	生活保護	19億5,790万円	街路整備	6億5,836万円	
	児童福祉	13億3,242万3千円	公園整備	4億2,050万2千円	
	後期高齢者医療	10億5,101万9千円	連続立体交差	2億5,222万5千円	
	介護保険	8億4,008万8千円	学校給食	3億7,313万1千円	
国民健康保険	6億3,773万3千円	市民文化会館	3億3,687万1千円		
消防費	消防	7億1,972万6千円	学童保育	2億5,860万9千円	
			学校環境の整備	1億7,079万4千円	
			土木費		
			教育費		

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金保険料の退職（失業） による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。対象は退職（失業）された方で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除さ

れます。（ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります）
必要書類等

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（通知書等）

②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）

申請・問合先 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を健幸増進課 ☎(275) 6241または堺西年金事務所 ☎(243) 7900へ提出

国民年金保険料の改正

令和6年4月分～令和7年3月分の国民年金保険料が改正されました。

▼新しい保険料（月額）

- ・保険料：1万6980円
- ・4分の1免除：（1万2740円納付）
- ・半額免除：（8490円納付）
- ・4分の3免除：（4250円納付）

問合先 健幸増進課 ☎(275) 6241
または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

令和6年能登半島地震により高石市へ避難されている方へ

令和6年能登半島地震で被害を受け、高石市へ避難されている方に支援を行っています。支援内容を一部紹介しますのでご利用ください。

問合先 危機管理課 ☎(275)6247

支援分野	市独自 支援項目
教育	被災児童の保育受入れ
	被災児童生徒への心のケア、教育相談[市立学校]
	被災児童の学童保育受入（あおぞら児童会）
	被災児童のための就学援助費
健康医療	国民健康保険料の減免
	国民健康保険一部負担金の減免

支援分野	市独自 支援項目
健康医療	後期高齢者医療保険料の減免
	後期高齢者医療一部負担金の減免
住まい生活	生活保護の申請相談
	上下水道料金の減免等
	就労支援
その他	市営住宅の提供
	図書の貸し出し

※他の支援内容は市ホームページに掲載していますのでご確認ください▶



国民健康保険

令和6年度

国民健康保険料の改定

保険料は、所得に応じてかかる所得割、世帯員数に応じてかかる均等割、加入者の世帯に平等にかかる平等割の3つを医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで計算し、さらにそれらを総合計して各世帯ごとに決められます。

令和6年度 改定後の国民健康保険料

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.56%	3.12%	2.64%
均等割	35,040円	11,167円	19,389円
平等割	34,803円	11,091円	-
最高限度額	650,000円	220,000円	170,000円

問合せ 健幸増進課

☎ (275) 6374

国民健康保険料の軽減判定

軽減判定所得が基準以下の場合、保険料の均等割と平等割が次のとおり軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得金額等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	7割
【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	5割
【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	2割

※1.. 給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

※2.. 基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3.. 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の

規定は適用されません。

※4.. 年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

問合せ 健幸増進課

☎ (275) 6374

新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日(健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など)からです。この日から14日以内に資格喪失証明書・離職票等を持参のうえ、届出してください。遅れると資格取得日まで最高2年間さかのぼって保険料を支払うこととなります。また、理由無く遅れた場合、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

問合せ 健幸増進課

☎ (275) 6374

後期高齢者医療

健康診査・人間ドック費用の助成・歯科健診

▼健康診査

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に対して、4月下旬～5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します。(令和6年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。)

受診券に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診してください。(年度中に1回)

受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、長期入院中や施設入所の方は、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象から除かれています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

▼人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助成しています。助成を受けるには、

健幸増進課へ必要書類を持参し、申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、2万6000円を上限としています。

必要書類 人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、口座情報わかるもの、印鑑（被保険者本人の口座へ振込とする場合は不要）

▼歯科健診

広域連合が指定する歯科医院等で無料で受診できるので、積極的に受診してください。（年度中に1回）

対象者には4月下旬頃に歯科医院リストを送付します。健診を受診される場合は、リスト記載の医院に事前にお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次の条件に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

①病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

問合せ 健幸増進課 ☎(275)6392

または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

**令和6年度の
後期高齢者医療保険料**

所得の判定区分	軽減割合	令和6年度の 軽減後の均等 割額(年額)
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	7割	17,151円
【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	5割	28,586円
【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	2割	45,737円

▼大阪府令和6年度の保険料率

年間保険料(限度額80万円) ÷ 被保険者均等割額(被保険者1人あたり5万7172円) + 所得割額(被保険者の所得×所得割率11.75%)

※生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得し

た加入者の年間保険料限度額は73万円となります。

※令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割率10.94%となります。

▼保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(年額5万7172円)が表のとおり軽減されます。

※1..給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

※2..基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3..軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※4..年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、当面的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

なお、軽減対象となる方の判定は、所得情報に基づいて行うので、申請の必要はありません。ただし、所得

情報がない場合は後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は5割または世帯の所得に応じて7割の均等割額が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合せ 健幸増進課 ☎(275)6392
または府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06(4790)2028



税

市税の納付は必ず納期限内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。令和6年度の市税の納期は次の表のとおりです。

令和6年度 市税の納期限		
対象税目	期別	納期限
固定資産税 都市計画税	全期前納	令和6年5月31日
	第1期分	令和6年5月31日
	第2期分	令和6年7月31日
	第3期分	令和6年12月20日
	第4期分	令和7年2月28日
市・府民税 (普通徴収)	全期前納	令和6年7月1日
	第1期分	令和6年7月1日
	第2期分	令和6年9月2日
	第3期分	令和6年10月31日
	第4期分	令和7年1月31日
軽自動車税	全 期	令和6年5月31日

※固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書については、5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

問合せ 税務課 ☎(275) 6094

路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解を深めていただくため、評価の基礎になる路線価を公開しており、税務課で閲覧できます。

※路線価：街路に沿接する標準的な画地の1㎡あたりの価格

問合せ 税務課 ☎(275) 6109

地価公示価格の閲覧

令和6年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナー・図書館で閲覧できます。

問合せ 税務課 ☎(275) 6109

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします！

泉大津市

ふれあいバス 土曜日にも運行します



平日のみ運行していた「ふれあいバス」が、4月から土曜日にも運行します。

対象 60歳以上の
人、障がい者手帳を
持っている人、妊産
婦、乳幼児の連れの人、対象者
の介添え者など
※車いすを利用する人は、介添え
者と一緒に乗車してください。

問合せ 泉大津市福祉政策課
☎0725 (33) 1131



高石市

高石工場&夜景撮影ツアー

印刷工場内で、ふだん目にする
ことのない場面を写真家と一緒に
撮影しませんか。ツアー後半では
工場夜景スポットにもご案内！

日時 5月11日(土)
午後5時30分～9時10分

場所 高石市高砂地区等

対象 高校生以上

定員 20人 (応募多数の場合抽選)

料金 4,400円

申込 4月18日までに
郵便番号、住所、氏名、
年齢、性別、携帯電話
番号などを入力してweb申込▲

問合せ 高石商工会議所
☎(264) 1888



忠岡町

正木美術館

春季展覧会「生きとし生ける
もの一水墨世界の動物たち」
では、前期・後期あわせて 40
～50点を展示します。

開館日 (前期) 4月6日～5
月12日、(後期) 5月16日～
7月7日

休館日 月曜日(祝日の場合は
開館し、翌火曜日が休館)

開館時間 10時～16時30分
※最終入館は16時

入館料 一般700円、高校・
大学生500円、小・中学生
300円

問合せ 正木美術館(忠岡町忠岡
中2-9-26) ☎0725 (21) 6000

固定資産課税台帳の閲覧

令和6年度固定資産課税台帳が税務課で閲覧できます。閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認をできるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することができません。なお、借地借家人等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要です。

問合先 税務課 ☎ (275) 6109

介護保険

介護保険料仮徴収額通知書を送付

令和6年度の年間介護保険料は、令和5年中の所得確定後の7月に決

定しますので、それまでは令和4年中の所得をもとに算出した仮徴収（暫定賦課）の保険料を納めていただきます。

▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を用額1万5千円以上受給されている第1号被保険者（65歳以上）の方は、年金から引き落とされます。なお、仮徴収期間（4月・6月・8月）の月割保険料は、本年2月に引き落とされた保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の間に徴収します。特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しません。

▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納付いただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

問合先 介護保険課

☎ (275) 6329

65歳以上の方へ 介護保険料の見直し

保険料額は、3年に1度、サービスの利用実績や、人口推計等により見直しを行います。今回は国の指針に沿って、第11～13段階の所得段階が新設され、第1～3段階の方の保険料額の引き下げを行いました。その他の段階の保険料額については、変更はありません。今後も保険料納付にご理解とご協力をお願いします。

段階	対象	保険料の年額
1	・生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	20,980円
2	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人	28,350円
3	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	50,440円
4	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	66,270円
5	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、第4段階以外の人	73,640円
6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	88,360円
7	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	95,730円

段階	対象	保険料の年額
8	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	110,460円
9	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	128,870円
10	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上520万円未満の人	147,280円
11 (新設)	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	154,640円
12 (新設)	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	169,370円
13 (新設)	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	176,730円

問合先 介護保険課 ☎ (275) 6329

各種

問合先の記載のないものは、環境政策課へお問い合わせください。



なお、4月以降電話番号を☎(275)6834に変更しております。ご注意ください。

庭用剪定枝粉碎機を無料貸出

家庭の庭木剪定で発生する枝葉を粉碎する剪定枝粉碎機を無料で貸出します。処理した枝葉のチップは可燃ゴミとして搬出せずに、たい肥や植え込み樹木根元の雑草抑止・土の乾燥予防等の用途でご利用ください。

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスによるごみの散乱被害を防ぐために、生ごみを減らす、防鳥ネットやごみ箱を使う等の対策を心がけましょう。

普通ごみ処理券を上手に使ったために

毎回使用するごみ袋を45リットルから30リットルにするなど普段使う袋よりも1つ小さいサイズとなるよう工夫することで、1年間で普通ごみ処理券約100枚の節約となります。ごみの量に合った大きさの袋を使うようにしましょう。

飼犬登録と狂犬病の予防注射

飼犬は生後3か月を過ぎると、生涯1度の飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。予防接種はお近くの動物病院または市が実施する集合注射（4月16日、18日）で受けることができます。



飼犬登録と狂犬病の
予防注射の詳細
ごちらから

セアカゴケグモにご注意を！

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。
駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうちは、踏みつぶすか焼却する。
もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

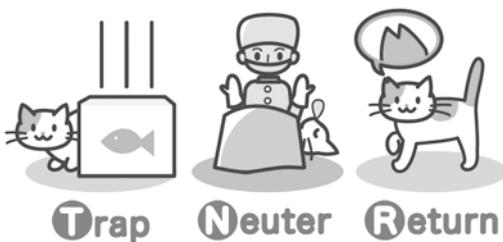
むやみに野良猫にエサをあたえるのはやめましょう

時間や場所を限定せずにむやみにエサを与え、片付けやフン等の始末を行わないと、フンや尿、鳴き声で周囲に迷惑をかけてしまいます。また、避妊去勢手術を受けていない猫にエサを与えることは、野良猫の繁殖につながってしまいます。そのエサやりが周囲の迷惑にならないか考えてみましょう。

さくらねTNR活動

本市では、ボランティア団体等と連携し、さくらねTNR活動に参画しています。「さくらね」とは、不妊去勢手術実施済みの目印として耳先を桜の花びらの形にカットされた猫のことです。

TNR活動では、一定のルールのもとエサやりやトイレの始末等が行われ、一代限りの命を全うさせることで、飼い主のいない猫に関する苦情等を減らす取り組みが行われています。地域の皆様のご理解をお願いします。



まっぼっくり

～若年層の恋人同士の間で起こる暴力～

デートDV

「デートDV」とは、交際相手との間で起こる暴力です。殴る、蹴るの暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も「デートDV」です。

デートDVの例

【身体的な暴力】
手や物で叩く・殴る、蹴る、首を絞める、突き飛ばす、物を投げつける等

【精神的な暴力（モラハラ）】
暴言を吐く、怒鳴る、脅す、ばかにする、無視する、大切にしているものを壊したり捨てたりする等

【経済的な暴力】
デート代をいつも払わせる、借りたお金を返さない、働くことを邪魔したり仕事をやめさせたりする等

【社会的な暴力】
友人との付き合いを制限する、いつ誰とどこにいるかを常に報告させる、携帯電話やメールをチェックする、服装や行動をチェックする、頻りに連絡しすぐに返信がないと怒る、自分の予定

に合わせるよう強要する、激しい嫉妬等

【性的な暴力】
同意の無い性的行為を強要する、避妊をしない、中絶を強要する、裸の写真を撮る・SNSで流す（と脅す）、無理やりポルノなどを見せる等

暴力の加害者にも被害者にもならない対等な関係を作っていくには、次のことに注意しましょう。

『暴力を認めない』
どんな事情があったとしても、暴力をふるっていいという理由にはなりません。暴力によらない解決方法があるはずで、

『自分のことを大切にする』
人は生まれながらにして一人ひとり大切にされるべき存在です。あなたは、自分のことは自分で決めることができるのです。いやなことには「NO」と言うことができるのです。自分の気持ち、自分の体を大切にすることを持ちましょう。

『相手のことも大切にする』
自分のことを大切に思う気持ちと同じように、相手への思いやりの心、相手を大切にすることを持ちましょう。

を常に持つことも大事です。相手の話に耳を傾けましょう。自分の意見や考えを押しつけず、相手が自分と異なる意見や考えを持っていたとしても、まずはそういった違いがあるということと認め、受け入れましょう。そして、自分はどう思うのか、相手に言葉で伝えましょう。

今年2月に高南中学校で「デートDV」の講座を実施しました。寸劇でご協力いただいた先生方からは、よりいっそう理解が深まったと感想をいただきました。



デートDVは、「一人で」「自分たちだけで」解決することがとても難しい問題です。もし自分がデートDVの被害にあったら、反対に大切な人を傷つけて悩んでいたら、なるべく早く、信頼できる人に相談しましょう。

☎ (275) 6279

スポラたかいしの温水プールが4月2日から リニューアルオープン

料金 1時間：大人（高校生以上）270円、小・中学生130円
※小学4年生以下は保護者の同伴が必要です。
定期券：大人（高校生以上）1か月 5,500円
※定期券では温水プール及び健康増進ルームをご利用頂けます。



水泳教室も
再開

問合先 スポラたかいし ☎ (267) 1223